

2. 中小企業支援に係る政策税制

【経緯・現状】

- 昭和62年度改正において、円高の定着等の内外経済情勢を背景に、中小企業等基盤強化税制を創設。
- 平成10年度改正において、「総合経済対策」により、民間投資を促進するため中小企業投資促進税制を創設。
- 平成15年度改正において、活力ある中小企業の経営基盤を強化するため、中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を創設。
- 平成21年度改正において、「生活防衛対策」により、法人税法の本則の軽減税率22%を、租特法により18%に引き下げる特例を創設。欠損金繰戻還付制度の不適用措置から中小企業を除外。
- 平成23年度改正において、基本税率の引き下げ(30%⇒25.5%)にあわせて、軽減税率を18%⇒15%に引き下げ。
- 平成26年度改正で、中小企業投資促進税制について、特定生産性向上設備等については、即時償却又は税額控除(7%又は10%)ができるよう拡充。
- 4措置(26年度改正後)があり、減収額は1,754億円程度(24年度実績推計)である。

【中小企業に対する特別な取り扱い(主なもの)】

1. 税率 : ①所得金額のうち800万円以下の金額について、基本税率25.5%から19%に軽減(法人税法)。
②更に、時限的に15%に軽減(租特法)。
2. 貸倒引当金 : 貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可(大企業は銀行や保険会社等を除き不可)(法人税法)
3. 欠損金関係 : ①1年間の繰戻還付が可能(大企業は不可)(法人税法)
②欠損金の繰越控除について所得金額の100%(大企業は80%)まで損金算入できる(法人税法)
4. 留保金課税 : 特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外(法人税法)
5. 投資減税等 : ①中小企業向け研究開発税制(前述)(租特法)
②中小企業投資促進税制(後述)(租特法)
③特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(租特法)
④少額減価償却資産の特例(後述)(租特法)

会計検査院による意見表示(平成22年)

中小企業者に対する法人税率の特例について(抜粋)(10月26日 財務大臣及び経済産業大臣に対して意見表示)

- 多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者が、中小企業者に対する法人税率の特例の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱で担税力の弱い中小企業者を支援するという中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

中小企業者に適用される租税特別措置について(抜粋)(10月26日 財務大臣及び経済産業大臣に対して意見表示)

- 多額の所得を得ている財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

中小企業及び大企業の所得金額別法人数

○ 中小企業者は、財務基盤が脆弱であること等を踏まえて、税制上の特別な取り扱いを受けているが、多額の所得を得ている中小企業者が存在。

図1 所得がある中小企業者の所得金額別法人数

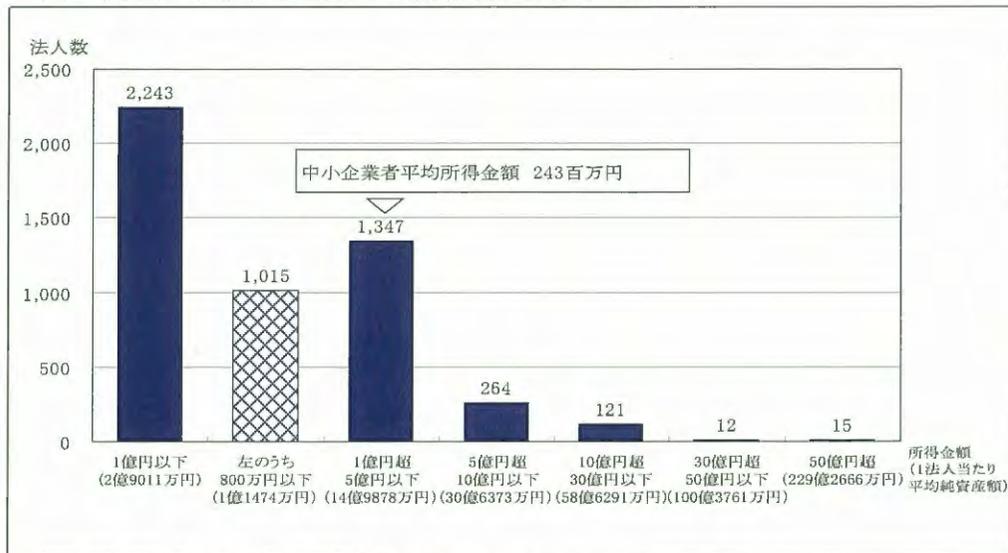
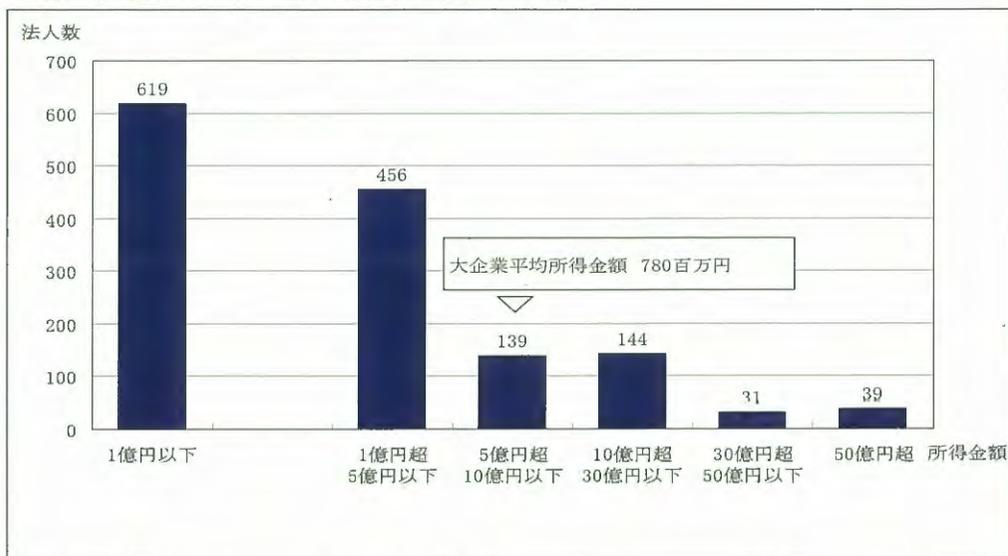
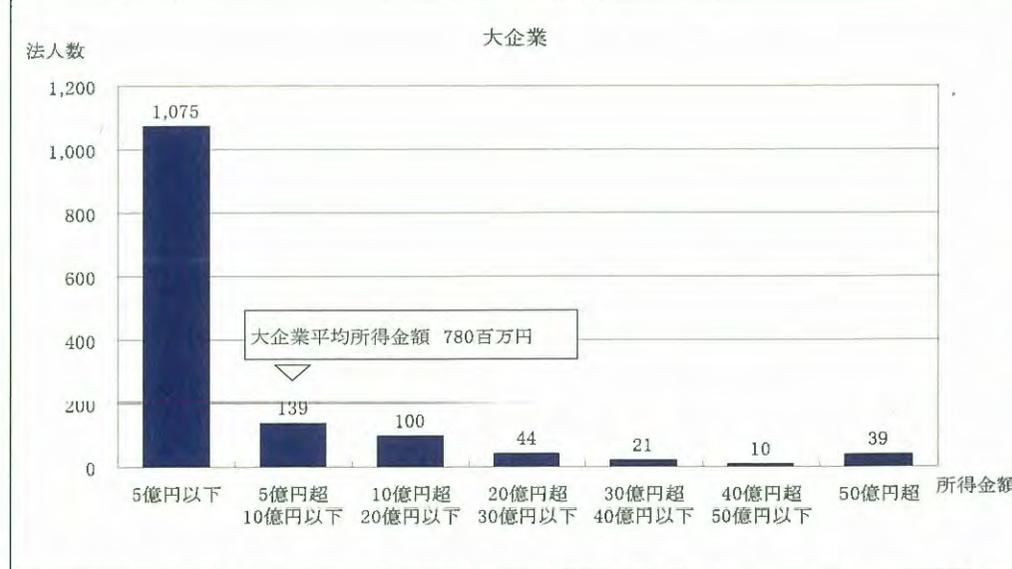
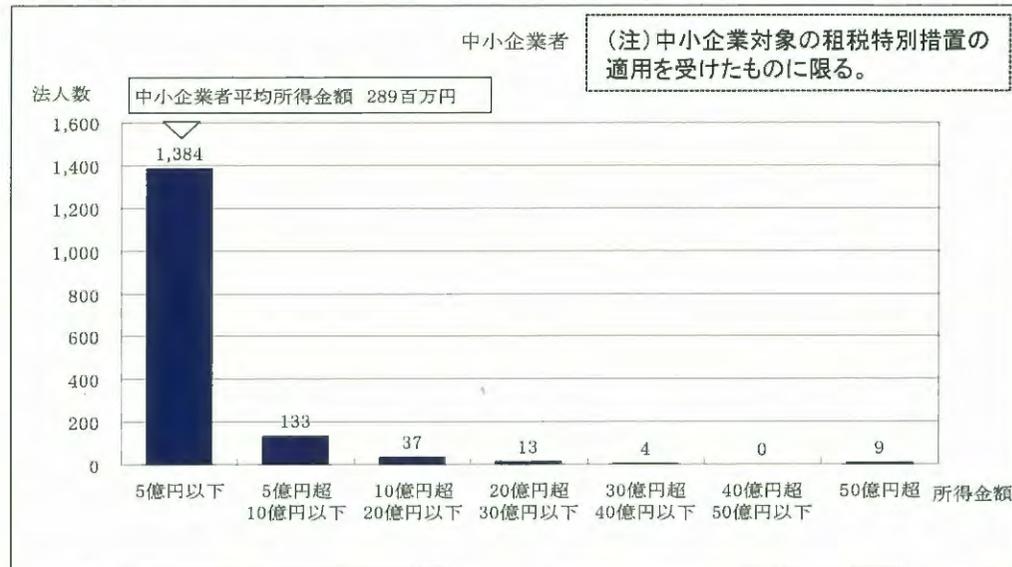


図2 所得がある大企業の所得金額別法人数



(出典)会計検査院の「中小企業者に対する法人税率の特例について」の意見表示(22年10月26日付)

図1 所得がある中小企業者と大企業の所得金額別法人数



(出典)会計検査院の「中小企業者に適用される租税特別措置について」の意見表示(22年10月26日付)

中小企業者等の法人税率の特例

【経緯・現状】

- 平成19年8月のいわゆるサブプライム危機に端を発し、平成20年9月のリーマン・ブラザーズ・ショックを契機として、世界の金融資本市場が混乱に陥り、日本経済においても、景気の下局面が長期化・深刻化するおそれが高まっていた。
このような中で、平成20年10月に「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）が決定され、税制における対応として「中小企業に対する軽減税率の時的引下げ」が盛り込まれた。これを受け、平成21年度改正で税率を引き下げ。
- 平成23年度改正において、基本税率の引き下げ(30%⇒25.5%)にあわせて、軽減税率を引き下げ(18%⇒15%)。
- 適用件数662,012件、減収額961億円程度(24年度)（公益法人に係る部分等を除く）

【制度の概要】

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

- 中小企業者等については、法人税法において軽減税率が設けられているところ。本税制は、租税特別措置法により、更なる税率の軽減を行うもの。
- 現行の法人税法による軽減税率は19%（基本税率は25.5%）。租特法によってこれを更に15%まで軽減（いずれも所得800万円以下の部分）

(注) 中小企業者等とは、①普通法人のうち資本金が1億円以下であるもの若しくは資本金若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）又は人格のない社団等、②一般社団法人等又はみなし公益法人等、③公益法人等（②は除く。）又は協同組合等、④特定の医療法人をいう。

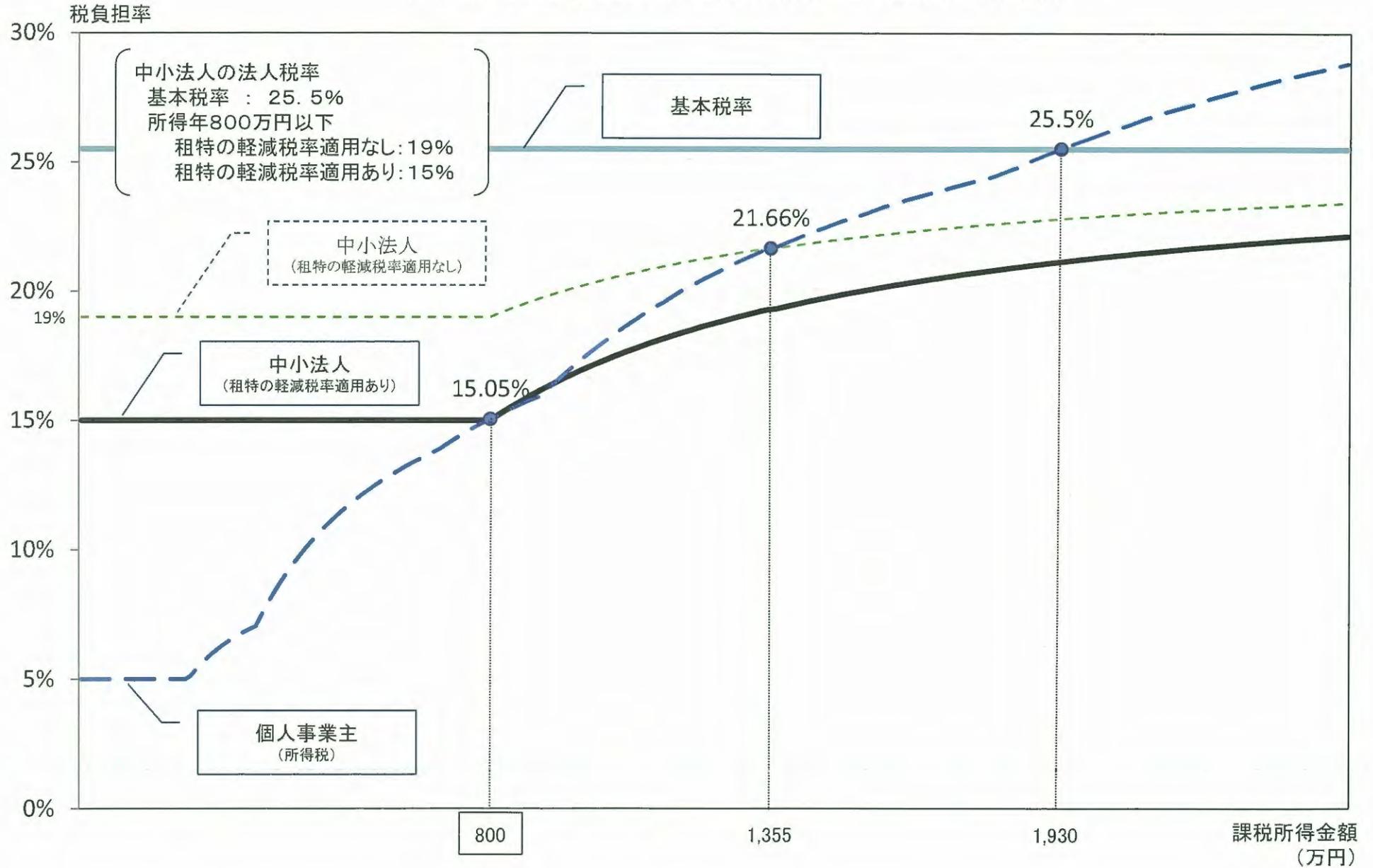
このうち、②から④の法人に係る措置は、「3. 特定の事業者に対する財務支援」に分類。

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	0	0	1,000万円以下	526,491	1,649,440
100万円以下	221,927	88,908	3,000万円以下	85,551	441,897
800万円以下	260,516	882,939	5,000万円以下	31,401	184,992
1,000万円以下	25,106	199,653	1億円以下	18,569	125,779
5,000万円以下	112,711	897,848	3億円以下	0	0
1億円以下	21,273	169,551	5億円以下	0	0
10億円以下	19,623	156,409	10億円以下	0	0
100億円以下	841	6,681	100億円以下	0	0
100億円超	15	120	100億円超	0	0
合計	662,012	2,402,108	合計	662,012	2,402,108

(出典)租税特別措置の適用実態調査報告書(24年度)

- ⇒ 軽減税率による1法人(所得800万円以下部分)の税負担軽減効果(国税)は84万円。
うち法人税法による軽減分は52万円、租税特別措置法による軽減分は32万円。

中小法人と個人事業主との税負担率の比較（国税）



中小企業投資促進税制について（その1）

【経緯・現状】

- 平成10年度に「総合経済対策」により民間投資を促進するための措置として創設することとされた。
- その後、対象資産に係る取得価額要件の緩和（平成14年度改正で機械装置230万円→160万円）や、対象資産の範囲の拡大（平成18年度改正で一定のソフトウェア等、平成24年度改正で一定の測定工具、試験又は測定機器等を追加）等の拡充。
- 平成26年度改正で、中小企業投資促進税制について、特定生産性向上設備等については、即時償却又は税額控除（7%又は10%）ができるよう拡充。
- (特別償却) 適用件数24,342件、減収額419億円程度(24年度)
(税額控除) 適用件数18,479件、減収額132億円程度(24年度)
- ※ 対象は中小企業者(資本金1億円以下又は資本等を有しない法人のうち一定のもの)及び農業協同組合等。

【制度の概要】

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可)ができる。

(特定機械装置)

- ①160万円以上の機械装置
- ②120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③70万円以上の一定のソフトウェア
- ④車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤内航海運業の用に供される船舶

①～③が、生産性の向上につながる設備投資である場合には、以下の特別償却又は税額控除

資本金	26年度改正前	26年度改正後
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

中小企業投資促進税制について(2)

特別償却

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	6,049	57,308	1,000万円以下	11,896	67,194
100万円以下	1,234	4,880	3,000万円以下	5,856	54,201
800万円以下	4,369	22,074	5,000万円以下	3,655	43,896
1,000万円以下	793	5,236	1億円以下	2,865	61,357
5,000万円以下	6,166	45,111	3億円以下	18	103
1億円以下	2,192	22,686	5億円以下	8	214
10億円以下	3,307	55,085	10億円以下	15	186
100億円以下	226	15,115	100億円以下	27	1,006
100億円超	6	674	100億円超	2	12
合計	24,342	228,169	合計	24,342	228,169

税額控除

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	0	0	1,000万円以下	12,078	5,768
100万円以下	1,752	47	3,000万円以下	5,852	5,830
800万円以下	6,019	811	5,000万円以下	135	286
1,000万円以下	911	233	1億円以下	67	146
5,000万円以下	6,106	3,549	3億円以下	51	27
1億円以下	1,751	2,217	5億円以下	21	37
10億円以下	1,838	5,152	10億円以下	40	45
100億円以下	99	1,064	100億円以下	226	877
100億円超	3	95	100億円超	9	154
合計	18,479	13,168	合計	18,479	13,168

中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

【経緯・現状】

- 平成15年度改正において、中小企業に対する研究開発税制の拡充（税額控除割合の引上げ等）等の中小企業の経営基盤を強化する改正が行われ、本制度もその一環として創設。
- 平成18年度改正において、対象資産の取得価額の合計額300万円までを上限とする改正。
- 適用件数431,038件、減収額242億円程度（24年度）
- ※ 対象は中小企業者（資本金1億円以下又は資本等を有しない法人のうち一定のもの）及び農業協同組合等。

【制度の概要】

取得価額30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）の取得等をした場合には、取得時に全額損金算入ができる。

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	207,040	87,593	1,000万円以下	334,542	161,955
100万円以下	42,637	17,067	3,000万円以下	60,095	42,474
800万円以下	87,875	46,252	5,000万円以下	22,254	20,886
1,000万円以下	10,924	7,156	1億円以下	13,205	15,813
5,000万円以下	56,769	46,982	3億円以下	348	236
1億円以下	12,546	15,187	5億円以下	106	85
10億円以下	12,692	20,780	10億円以下	123	155
100億円以下	542	1,259	100億円以下	332	648
100億円超	13	32	100億円超	33	55
合計	431,038	242,307	合計	431,038	242,307

(出典)租税特別措置の適用実態調査(24年度)より

3. 特定の事業者に対する財務支援

【現状】

- 公益法人等をはじめ特定の事業者の負担の軽減を図るもの。
- 一般社団法人等又はみなし公益法人等、公益法人等又は協同組合等、特定の医療法人は、軽減税率が導入されているほか、以下の措置がある。
 - ・ 中小企業者等の貸倒引当金の特例（公益法人等及び協同組合等に係る部分）
 - ・ 認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例
 - ・ 認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例
 - ・ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例
 - ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例
- 7措置（26年度改正後）があり、減収額は179億円程度（24年度実績推計）。
 - ※ 特定の医療法人に係る軽減税率については、租特法の規定が、基本税率25.5%から19%に引き下げる措置と、19%から15%に引き下げる措置の2つに分かれているため、2つの措置としてカウント。
- 公益法人等については、軽減税率（19%、所得年800万円までは15%）のほか、所得計算の段階でも一定の配慮（※）がされている。
 - ※公益法人等については、①収益事業のみが課税対象とされているほか、②収益事業部門から公益事業部門に支出された寄附金の損金算入（限度額あり）が認められている。また、金融資産からの利子所得等は、多くの場合、非収益事業所得に該当し課税されていない。

政策税制の見直しの視点

(特定の企業行動を促すもの、中小企業支援に係るもの、特定の事業者に対する財務支援)

【共通】

これまで、以下の視点で随時見直しを実施。これらに付け加えるべき視点はあるか。

(1) 創設後長期間にわたっていないか。

⇒ 措置の目的や内容について、現在においても必要性があるか。長期にわたって延長が繰り返され、投資インセンティブとして働かず、税制とは関係なく投資を行う場合に恩典を受けられるようなことになっていないか。特定の目標期間内において、企業の特定の行動を促すインセンティブ効果を効かせる観点からは、適用期限到来後は、見直しを行うことが必要ではないか。

(2) その目的が現下の政策課題に資するものであるか。

⇒ 例えば、平成25、26年度改正では、幅広い設備を対象として設備投資の規模や質の向上を促す税制を創設。新たな税制が創設された場合、既存の税制の見直しが必要か。

(3) 政策目的達成のために効果的な措置であるか。

⇒ 通常の投資が優遇を受けることとなっていないか。

(4) 政策手段として税制が適当か。

⇒ 補助金や政策金融とどのように役割分担を行うか。税額控除は、投資に対する実額補てんであり補助金と同等の効果を有する。特別償却等の課税の繰り延べ措置は、金利負担の軽減効果があり政策金融と同等。

(5) 利用実態が特定の者に偏っていないか。

⇒ そもそも特定の事業者に適用させることを目的とする措置をどう考えるか。業種が偏っている場合に合理性はあるか。

(6) 利用実態が低調となっていないか。

⇒ そもそも少数の事業者の適用を見込んでいる措置をどう考えるか。

政策税制の見直しの視点(続き)

(特定の企業行動を促すもの、中小企業支援に係るもの、特定の事業者に対する財務支援に共通する事項)

【中小企業支援に係るもの】

- 中小企業者向けの政策税制は、財務基盤が脆弱であること等を踏まえて、税制上の支援を行う目的で設けられているが、多額の所得を得ている中小企業者が、租税特別措置の適用を受けている実態が見受けられたとの会計検査院の意見有り(平成22年10月)。
- 中小企業者のリスクテイクを促し、より大規模な企業に成長させる観点から、どのような分野の支援を行うべきか。現行は、軽減税率をはじめ、投資減税など様々な政策税制が講じられているが、メリハリが必要ではないか。
- 法人税制は、企業の規模等に対して中立であるべき。こうした観点から、中小企業の軽減税率をどのように考えるか。また、現行の軽減税率15%について、国際比較(アメリカ15%、ドイツ15%、フランス15%)やこれ以上の引き下げは個人所得課税とのバランスを失すおそれがあることについて、どのように考えるか。

【特定の事業者に対する財務支援】

- 公益法人等を取り巻く環境が大きく変わり、一般の民間法人と競合する分野が生じている中で、課税のあり方をどう考えるか(公益法人等に対する課税のあり方は別途検討)。

4. 将来の損失や支出に対する備えに係る政策税制

【現状】

- 将来における多額の支出又は損失に備えるため法人が積み立てる一定の準備金や、特定の政策目的のために設置された特定の基金への負担金等については、本来は当期の損金とならないものであるが、租税特別措置として損金算入を認めている。

※ 準備金については、租特法ではなく、法人税法に規定されている類似の仕組みとして、返品調整引当金がある。

- 準備金については、積み立てを行わなければ、法令や制度の趣旨・目的を達成できず、積み立てについて事業者が裁量がないものと、一定の政策目的のもと事業者が自らの事業のために任意で積み立てするものの2種類がある。

(注) 平成26年度改正で創設した「新事業開拓事業者投資損失準備金」及び「特定事業再編投資損失準備金」は後者に該当。また、後者に該当する「海外投資等損失準備金」及び「探鉱準備金又は海外探鉱準備金」は、1. 特定の企業行動を促すものに分類。

- 14措置（26年度改正後）があり、減収額は882億円程度（24年度実績推計）。

【見直しの視点】

- 将来の支出等に備えるものは、事業者の内部取引としての積み立てではなく、外積みが必要ではないか。税制の目的を達成するための仕組みとして適切か。

5. 収用・補償に係る政策税制

【現状】

- 資産の譲渡等が行われた場合、その譲渡による収入は益金に算入されることが原則。
他方、公共のために行われる収用など、強制的な手段による資産の譲渡に伴い生じた益金については、事業者の自由意思によらないことなどの事情を踏まえ、圧縮記帳による課税の繰り延べや一定金額を所得の計算上損金算入する措置（特別控除）が講じられている。
また、収用対象事業そのものではないが、収用周辺の事業のためや、何らかの法令等のもとでの制限の故の一定の譲渡についても、特別控除の制度が講じられている。
- 具体的には、
 - ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合や、土地区画整理事業等に伴う換地処分等により交換取得資産を取得した場合の課税の繰り延べ（圧縮記帳）や、
 - ・ 収用換地等の場合の特別控除などがある。
- 8措置（26年度改正後）があり、減収額は463億円程度（24年度実績推計）である。

6. 特別な事業体に係る政策税制

【現状】

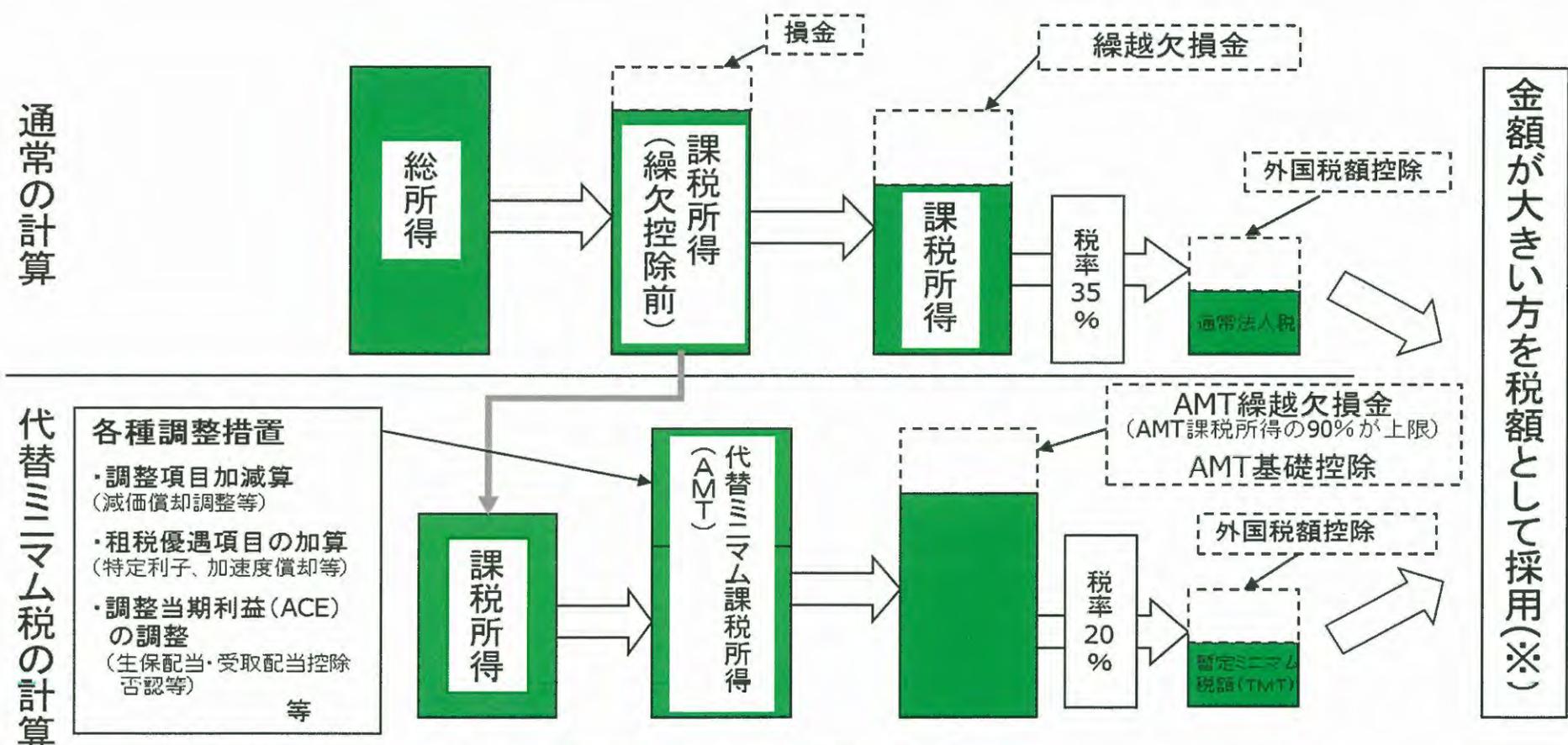
- 不良債権等のリスクの高い資産の流動化や、金融システム改革の一環として行われたいわゆる会社型投信の導入等のための仕組みである特定目的会社や投資法人等について、その仕組みに対応した税制上の扱いをするもの。

(参考) この特例は、特定目的会社等が、導管的な存在にすぎないことや、実質的には運用資産の集合体に過ぎないこと等を踏まえ、一定の要件の下に、支払配当等の損金算入を認めるもの。
- 具体的には、①特定目的会社に係る課税の特例、②投資法人に係る課税の特例、③特定目的信託に係る受託法人の課税の特例、④特定投資信託に係る受託法人の課税の特例がある。
- 4措置（26年度改正後）があり、減収額934億円程度（24年度実績推計）

(注) こうした仕組みとパススルー体などを組み合わせて活用することにより、税負担の帰属が不透明となり、また事業年度のずれによっていずれの段階でも課税が発生しない事態が生ずる可能性もあり、租税回避的に活用されるおそれもある。

米国の代替ミニマム税

- 米国では、通常計算で算出された法人税額が、優遇措置や繰越欠損金の活用を制限して計算された額を下回る場合、その差額を代替ミニマム税として納付する必要。納付額は後年度通常税額から控除。
- 優遇的な控除制度をはじめ様々な税負担軽減効果のある制度がある中、利益（所得）が発生している法人に一定の税負担を求めるために設けられている制度。1986年から現行制度。



※TMT > 通常法人税のケース: 通常法人税超過額が代替ミニマム税額(AMT)
 ※TMT < 通常法人税のケース: 全額を法人税として納付。但し、過去に納付したAMTの合計額を用いた税額控除が可能(ミニマム税額控除(MTC)という)。この場合、控除可能額の上限は「通常法人税-TMT」。

加速度償却

減価償却制度について

【経緯・現状】

- 減価償却方法については、建物は「定額法」、機械装置等については「定額法」又は「定率法」を選択可能。
- 平成19年度改正において、国際的なイコルフットィング確保の観点から、償却可能限度額及び残存価額を廃止するとともに、250%定率法を導入。平成23年度改正において、法人実効税率引下げに伴う課税ベース拡大の一環として、定率法の償却率を定額法の250%から200%に引き下げ。

(注) 減価償却とは、固定資産が長期にわたって収益を生み出す源泉であり、その取得に要した金額が将来の収益に対する費用の一括前払の性質を有することに鑑み、その使用又は時間の経過に応じて徐々に費用化する仕組み。その方法として、主に、以下の二つがある。

- ・ 每期均等額の減価償却費を計上する「定額法」・・・減価償却資産が概ね均等に使用されている場合に適合する方法
- ・ 每期首の未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する「定率法」・・・初期段階での生産性が高い減価償却資産について適合する方法

【見直しの視点】

- 機械装置等の減価償却方法（「定額法」又は「定率法」）の選択の柔軟性は、その資産の使用実態に合わせた適切な減価償却費の計上を目的とするものであるが、法人課税において減価償却方法の選択制を認めている結果、課税上有利な減価償却方法が選択されるおそれがある。
- その結果、経済的な実態とは関係なく、早期の投資回収が可能となったり、手元キャッシュフローが増加することにより、投資判断をゆがめるおそれがあり、収益力の低い投資を助長する結果とならないか。このことは、より高い収益力につながる投資を促すとの成長戦略の観点からも問題ではないか。
- また、同様の資産について同様の使用実態にあるにもかかわらず、法人によって減価償却方法が異なることとなる結果、法人間の税負担の不均衡を生じるおそれがあるのではないか。
- これらを踏まえ、資産の使用実態を考慮しない法人の任意による減価償却方法の選択可能性は縮減していくべきではないか。
- 独は2008年に定額法を採用するなど、減価償却制度の見直しが国際的な動きとなっているとも見られる。

主要国の減価償却の概要

(2014年1月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
償却方法 【期間】	建物 ^(注1)	定額法 【21～50年】	定額法 【27.5年または39年】	償却不可	定額法 【33.3年】	定額法 【通常一般に 使用される期間】	定額法 【40年】 ^(注7)
	機械 装置	定額法 または 200%定率法 ^(注2) 【3～22年】	150%定率法 または 200%定率法 ^(注5) 【3～20年】 ※ただし、定額法の選択可 ※代替ミニマム税の計算におい ては、200%定率法により計算 された減価償却費は、150%定 率法により計算された減価償 却費に制限される	定率法 (毎年、未償却残 高の18%を償却)	定額法 【3～33年】 ※ただし、2009年、2010年 中に取得された資産につ いては、定率法(250%定 率法または毎年の未償却 残高の25%を償却する方 法のいずれか低い方を 限度)を選択可	定額法 【通常一般に 使用される期間】 ※ただし、耐用年数が3年以 上にわたる一定の機械設 備等については、定率法 (耐用年数に応じて、 175%定率法、225%定率 法、275%定率法のいず れか)を選択可 ^(注6)	定額法 または 定率法 ^(注8) 【4～20年】 ^(注7)
償却可能限度額		100% ^(注3)	100%	100%	100% ^(注3)	100%	100% ^(注9)
残存価額		なし ^(注4)	なし	なし	なし	なし	なし ^(注9)

(注1) 建物は鉄筋コンクリート造の場合。

(注2) 2007年3月31日以前に取得した資産については、旧定額法・旧定率法の選択。

定率法(200%定率法)は、まず、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍した率を償却率として償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替えて、耐用年数経過時点で1円まで償却する制度をいう。なお、原則として、定率法(200%定率法)は2012年4月1日以後に取得をする減価償却資産について適用され、同日前に取得をする減価償却資産については旧定率法(250%定率法)が適用される。

(注3) ただし、備忘価額1円(日本)、1ユーロ(ドイツ)。

(注4) 2007年3月31日以前に取得した資産については、10%。

(注5) 耐用年数3～10年の減価償却資産については200%定率法、15～20年の減価償却資産については150%定率法が適用される。なお、定率法による償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替えて償却する。

(注6) 耐用年数3～4年の減価償却資産については175%定率法、5～6年の減価償却資産については225%定率法、6年超の減価償却資産については275%定率法が適用される。

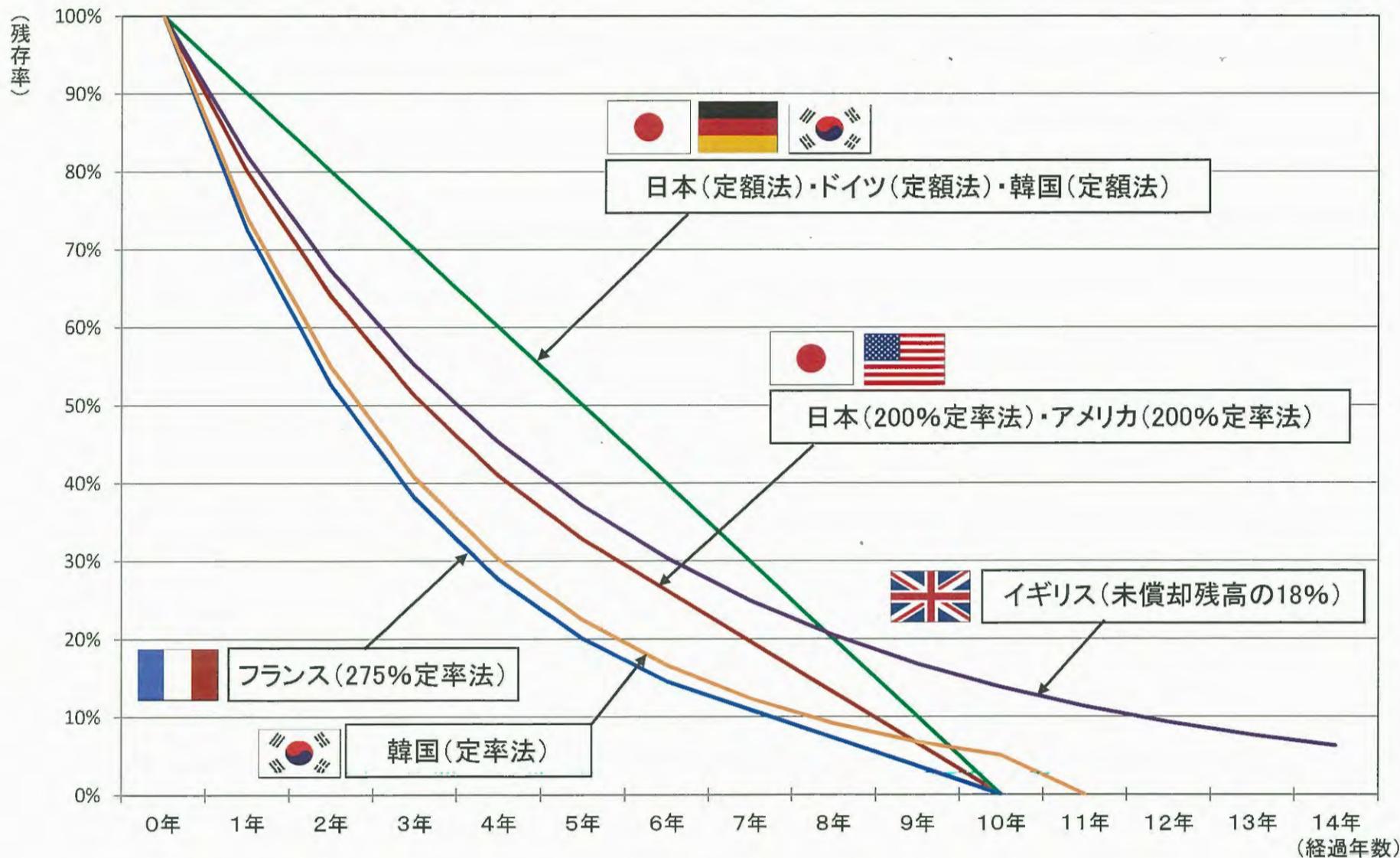
(注7) 納税者が標準耐用年数の上下25%の範囲内で耐用年数を選択することができる。

(注8) 償却率は、耐用年数に応じて省令で定められている。

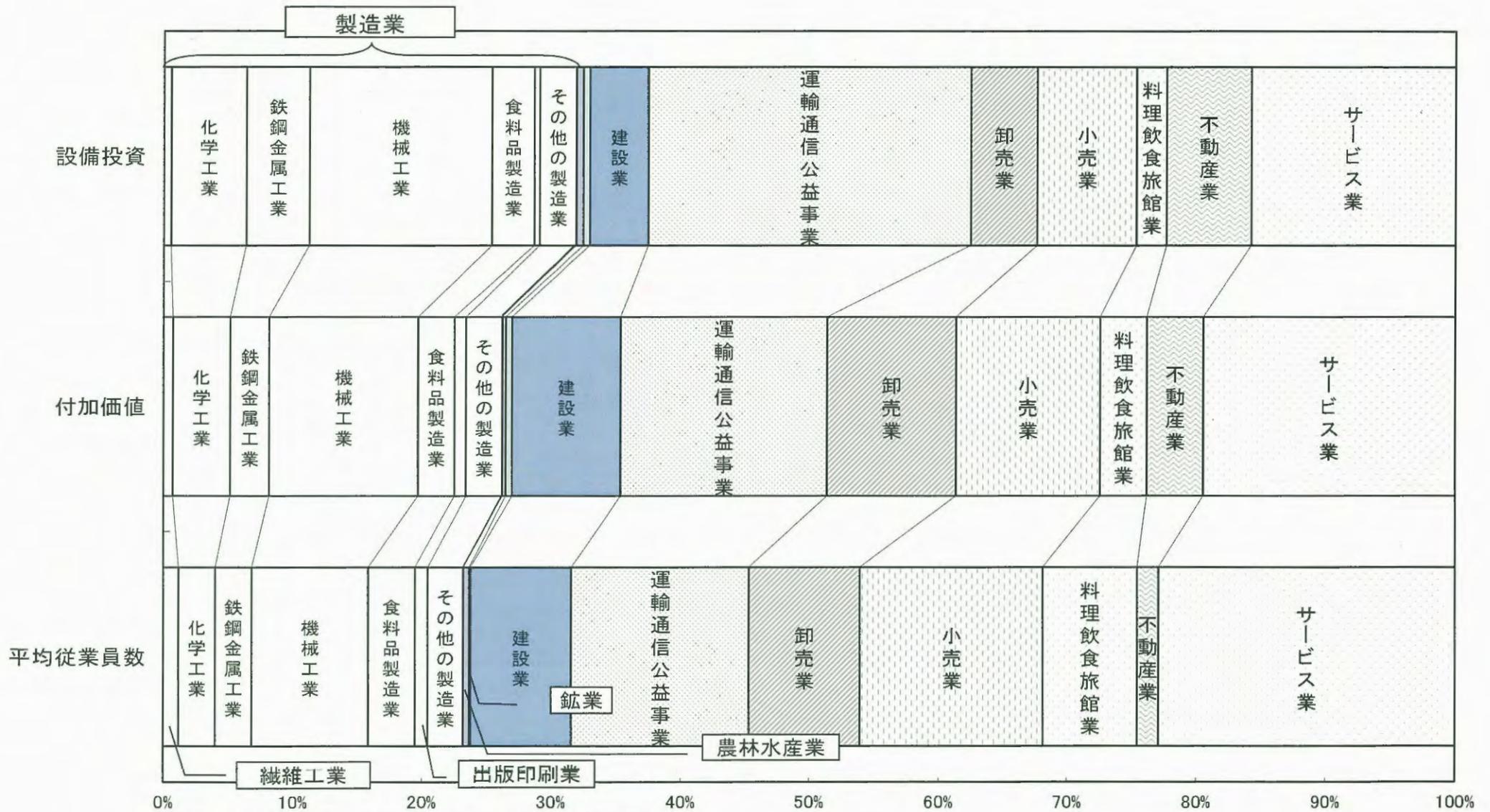
(注9) 定率法を選択した場合は残存価額を5%として償却する(当該残存価値は耐用年数経過の翌年に償却できる。)

減価償却制度の国際比較(耐用年数10年の減価償却資産の場合)

(2014年1月)



(注) 韓国の定率法による償却率は、耐用年数に応じて省令で定められている。



(出所) 法人企業統計(2012年度)(金融・保険業を除く全業種)

(注) 設備投資は、ソフトウェアを除く